

## 公立大学法人新潟県立大学広報委員会規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 45 号)

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 1 月 20 日

改正 平成 29 年 12 月 19 日

改正 令和 5 年 2 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人新潟県立大学組織規則第 12 条に基づいて設ける公立大学法人新潟県立大学広報委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人の情報発信に関する事項
- (2) 新潟県立大学ホームページの編集、管理に関する事
- (3) 広報に係る渉外に関する事
- (4) その他委員会が必要と認める広報活動に関する事

(構成)

第 3 条 委員会は、第 4 条の規定により任命された広報委員長（以下「委員長」という。）、各学部及び附置研究所から選出された教員それぞれ 2 人以内及び事務局職員 3 人以内の委員をもって構成する。

(委員長)

第 4 条 委員長は学内の専任教授をもって充てる。

- 2 委員長は、各学部及び附置研究所教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、必要に応じて教育研究評議会に報告するものとする。

(定足数及び議決の方法)

第 6 条 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(任期)

第9条 委員長の任期は2年とし、その他の委員は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事録)

第10条 委員会の議事については、議事録を作成し、審議経過の概要及び議決事項を記載しなければならない。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。